

業務提携契約書

キャリアバンク株式会社（以下「甲」という）と一般財団法人雇用開発センター（以下「乙」という）は、甲が株式会社 GloLing（以下「求人企業」という）から受託した採用支援事業（以下「採用支援」という）を乙に委託するにあたり、以下のとおり業務提携契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

1. 乙は、甲に対し、甲が求人企業から受託した採用支援を遂行するにあたり、本契約書第2条1項にて定める業務を実施する。
2. 甲は求人企業の採用支援として、乙への求人の依頼、および紹介手数料の支払業務等を求人企業から適法に委託されていること、ならびに求人企業の代理として職業紹介手数料および返戻金を取り決める必要な権限を与えられていることを乙に対して表明し、保証する。
3. 乙は、第2条1項に定める求職者の紹介または求職者情報の提供にあたり、あらかじめ情報主体たる求職者に業務提携の内容を明示し、当該求職者が同意する場合に限り、甲に対し情報提供するものとし、同意のないものについては一切これを行ってはならないことを保証する。
4. 本契約は、甲乙の排他的な提携関係を構築するものではなく、甲乙において、本契約その他の甲乙間の契約が遵守される限り、通常業務における第三者との取引を制限するものではない。

第2条（業務の遂行）

1. 乙は、甲に対し、求職者の紹介およびこれらに付随関連して発生する乙の情報提供を行うものとする。
2. 甲は、乙に対し、本契約に基づき乙が甲に紹介した求職者が、甲の仲介により求人企業と雇用契約または業務委託契約を締結し、求人企業の下で就労ないし業務等をするに至った場合（以下単に「採用された場合」という）には、その旨を速やかに報告しなければならない。
3. 本契約に基づく業務に関し、求職者から求人企業に対して苦情申出、損害賠償請求等があった場合には、乙は自己の責任において解決するものとする。

第3条（紹介手数料の支払）

乙の業務に対する紹介手数料および支払方法については、次の通りとする。

1. 甲は、本契約に基づき乙が甲に紹介した求職者が求人企業に採用された場合、乙に対し、下記の紹介手数料（消費税含む）を支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
 - ・理論年収の 30%なお理論年収（一律報酬は対象外）は以下のとおり算出する。
理論年収の定義：月額給与の 12 ヶ月分（その他インセンティブ・賞与・入社時賞与・時間外手当て・その他手当は含まれない）
年俸制の場合は、年俸額を理論年収とする。
2. 甲および乙は、本条第1項にて定めた紹介手数料は、本契約締結時点での求人企業の求職者に対する需要などの事情を踏まえ暫定的に取り決めたものであり、求人企業の求職者に対する需要の変化などの事情変更に伴い、甲の乙に対する紹介手数料も変動し得ることを相互に確認する。紹介手数料額が変動する場合、甲は乙に対し変動後の紹介手数料額および紹介手数料が変動する理由、変動の対象となる期間を、メール等にて告知する。なお、紹介手数料の変更は、変更の告知前に

応募済みであった求職者については適用されないものとする。

3. 乙は、甲に対し、求職者が入社した日の属する月の末日までに、紹介手数料の請求をしなければならない。
4. 甲の乙に対する紹介手数料の支払期限は、入社月を請求月とし翌月末日までとする。
5. 乙が甲および求人企業に対し求職者を紹介した日から 12 ヶ月以内に、求人企業が当該求職者の採用を決定した場合には、甲は乙に対し、本条に基づく紹介手数料を支払うものとする。ただし、乙が甲に求職者を紹介した日より前（紹介した日から起算して過去 12 ヶ月以内の場合に限る）に、乙以外を介して求人企業に応募（求職者情報を求人企業が受信することをいう）があり、それを甲が証明した場合、甲は乙に対して紹介手数料は支払いの対象外とする。紹介手数料の支払時期および方法については、前項の規定を準用する。
6. 本条にて定める内容に変更が生じた場合、甲は乙に対し、メール等で告知を行うものとする。本条にて定める内容、メール、その他において差異がある場合、日付が最新のものを優先して適用する。

第4条（紹介手数料の返戻）

1. 採用決定者が、下記期間内に本人の責めによる解雇または自己都合で求人企業を退職した場合には、乙は甲に対して、紹介手数料を次の率により返還する。
退職日または解雇日が入社日から一ヶ月未満の場合 80%
退職日または解雇日が入社日から一ヶ月以上三ヶ月未満の場合 50%
2. 前項の場合、甲は、乙に対し文書により通知する。
3. 第1項は求人企業の都合による退職の場合は適用されず、返戻の対象とならないものとする。

第5条（退職等による紹介手数料の返戻に関する事項）

前条の乙の甲に対する紹介手数料の返戻方法は以下のとおりとする。

1. 甲は、乙に対し紹介手数料の返戻を請求するにあたり、求人企業による通知（書面ないし電子メール）をもって紹介手数料の返戻の請求（以下「本件請求書」という）を受けなければならない。
2. 甲は、乙に対し、本件請求書を添付の上で返戻額（消費税含む）の請求を行なう。
3. 乙は、甲から請求書を受領した日の翌々月末日までに、返戻額（消費税含む）全額を甲の指定する銀行口座に振込送金の方法により支払うものとする。但し、振込手数料は乙の負担とする。

第6条（不利益行為等の禁止）

乙は、本契約期間中はもとより、本契約終了後といえども本契約に関して甲の不利益となるような行為、信用および名譽を傷つけるような行為を一切行わないものとする。

第7条（機密保持）

1. 甲および乙は、口頭による開示、文書、図面、資料および電磁的記録媒体等、媒体および手段の如何を問わず、本件業務遂行に際し相手方より知り得た相手方の技術上、営業その他の業務上の一切の情報（求職者の個人情報を含むものとし、以下「機密情報」という）を機密として保持し、本契約有効期間中は勿論、本契約終了後においても、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、当該機密情報が公知の事実となった場合はこの限りではない。
2. 機密情報に関する全部または一部の複製物についても前項と同様の取り扱いとする。

3. 甲および乙は、本件業務終了後、または相手方より返還の請求がある場合には、相手方の指示に従い速やかに機密情報を相手方に返還、または廃棄するものとし、その後当該機密情報を一切保持しないものとする。
4. 本条の定めは、甲が、求職者の情報を求人企業に対して連絡する等の採用に関する業務を行うに際し、その業務の全部または一部を第三者に再委託することおよび再委託に必要な範囲で当該第三者に機密情報を提供することを妨げない。ただし、甲は、当該第三者との間で、本条に基づいて甲が負うべき機密情報の取扱いに関する義務と同様の義務を、再委託先にも負わせるよう努めるものとする。
5. 甲および乙は、機密情報の漏洩、盗用、不正使用等の事故が発生した場合または事故発生の可能性を認識した場合には、これが自己の責によるものか否かにかかわらず、直ちにその旨を相手方に報告する
6. 甲および乙は、相手方が本条に違反する行為をなしたことにより損害を被った場合には、当該損害（ただし、通常かつ直接の損害に限り、逸失利益、機会損失、営業損失、第三者に対する損害、信用棄損、人件費、再調達費用、その他間接的損害、派生的損害を含まない。以下、同様とする。）の賠償を相手方に求めることができる。

第 8 条（権利義務の譲渡禁止）

乙は、甲の事前の書面による許可なく、本契約に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供し、または承継させてはならないものとする。

第 9 条（損害賠償）

1. 甲及び乙は、本契約内容に違反し、相手方に損害を与えた場合は、相手方が被った全ての実損害を賠償する責を負うものとする。
2. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第 10 条（禁止事項）

乙は、甲の事前の書面・電子メールその他文面による許可が無い限り、本契約その他関連する契約を通じて知り得た機密情報および求人企業に関する情報を、第三者との契約や他のサービス等で使用・流用してはならない。

第 11 条（解除）

甲および乙は、相手方が以下の各号に該当する場合、本契約期間中といえども相手方に対して何らの通知、催告なく本契約を解除し、これにより自己が被った損害の賠償を請求することができるものとする。

1. 支払停止または支払不能となったとき
2. 手形または小切手が不渡りとなったとき
3. 差押、仮差押、仮処分または競売の申立があったとき
4. 破産、民事再生、会社更生の申立があったとき
5. 解散もしくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
6. 本契約に違反した、もしくは本件業務遂行が不能または困難であると認められるとき

第 12 条（本契約の変更）

甲および乙は、本契約有効期間中、1ヶ月前までの予告をもって甲乙協議の上、本契約を変更することができる。この場合、変更箇所につき別途覚書を作成するものとする。

第 13 条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日より1年間とする。期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より本契約を終了する旨の書面による申し出がなければ、本契約は有効期間満了日の翌日から同一条件でさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
2. 前項の定めに拘らず、甲および乙は1ヶ月前までに相手方に文書にて通知することにより、本契約を中途解約することができる。

第14条（表明保証）

甲および乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結前、本契約締結時から本契約終了までの全ての時点において、次の各号の事項を表明し、保証する。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係者（関係団体）、いわゆる総会屋、社会運動標榜団体その他の反社会的勢力またはその構成員（以下総称して「暴力団等」という）ではなく、かつそのおそれないこと。
2. 自らの役員、またこれと実質的に同等の支配力を有すると認められる社員、債権者もしくは株主（出資者）等は暴力団等ではなく、かつそのおそれないこと。
3. 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与がないこと。
4. 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第15条（暴力団等の排除）

1. 甲および乙の当事者の一方について、前条の表明保証に反する事実が判明したとき、または、自らもしくは第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をしたときは、他方当事者は、何等の催告を要せずして本契約を解除することができる。
 - (1) 傷害、脅迫、恐喝、器物破損、拳銃不法所持等の暴力的犯罪を行ったとき。
 - (2) 他方当事者に対して、暴力団等の威力を背景に粗野な態度、言動などをとったとき。
 - (3) 他方当事者の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為を行ったとき。
 - (4) 他方当事者の名誉や信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき。
2. 前項の規定により本契約を解除した他方当事者は、自己が被った損害の賠償を当事者に対し請求することができる。
3. 第1項の規定により本契約を解除された当事者は、解除により生じる損害等について、他方当事者に対し一切の請求を行わない。

第16条（契約・合意の優先関係）

甲と乙との間に、本契約の定めと矛盾または抵触する内容を含む契約その他合意が存在する場合には、契約締結・合意の時期・前後に問わらず、本契約の定めを優先するものとする。但し、本契約以外の甲乙間の契約・合意において、特に本契約よりも優先する旨定めた場合には、この限りではない。

第17条（協議）

本契約に記載のない事項および本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙双方協議の上、解決を図るものとする。

第18条（準拠法および合意管轄）

甲および乙は、本契約および本契約に基づく契約に関する紛争について、準拠法を日本法として、その訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

甲と乙は、本契約の成立を証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2023年11月21日

甲

東京都中央区銀座 7-13-5 NREG 銀座ビル 1F

キャリアバンク株式会社

代表取締役 平井 伴弥

乙

東京都千代田区永田町 1-11-28 合人社東京永田町ビル 5F

一般財団法人雇用開発センター

代表理事 中道 浩